

# 島根県幸

令和6年3月29日 (金)

号外 第 3 9 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【規 則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(市 町 村 課)

2

【告 示】

島根県保健医療計画の変更

(医療政策課)

【訓令】

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正

(市 町 村 課)

# 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (規則第29号)

- 1 規則の概要
- (1) 知事及びその他の知事以外の執行機関が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受ける場合における手続等を定めることとした。 (第4条関係)
- (2) 知事が行う県内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法及び提供する事務を定めることとした。(第5条・第11条・第19条・別表第1一別表第3関係)
- (3) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う附票本人確認情報に係る規定の整備(第3条一第5条・第7条一第13条・様式第2号一様式第8号関係)
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 引用する条項の整理(第7条・第8条・第10条・様式第2号—様式第5号・様式第8号関係)
- 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号の政令で定める日から、1の(4)については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

規則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第29号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 島根県住民基本台帳法施行細則(平成14年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(機構保存本人確認情報の提供等)」に改め、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定は、本庁等及び地方機関の長及び職員が法第30条の11第1項の規定に基づく機構保存本人確認情報の提供を受ける場合について準用する。

第5条中「第4条」を「第1条の3の規定による都道府県知事保存本人確認情報の県内の市町村の執行機関への提供 及び条例第4条」に改め、「都道府県知事保存本人確認情報の」の次に「知事以外の執行機関への」を加える。

第12条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(本人確認情報を提供する県内の市町村の執行機関及び事務)

第11条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

別表第2中「第12条関係」を「第13条関係」に、「別表第2の」を「別表第3の」に改め、同表を別表第3とする。 別表第1中「第11条関係」を「第12条関係」に、「別表第1の」を「別表第2の」に改め、同表を別表第2とする。 附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第11条関係)

区 分	事務
条例別表第1市町村長の項の	(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の認証の申請
規則で定める事務	の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
	(2) 特定非営利活動促進法第23条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実
	についての審査
	(3) 特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請の受理、その申請に係る
	事実についての審査又はその申請に対する応答

第2条 島根県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 本人確認情報等 法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報又は法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報をいう。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の15第1項」の次に「又は 第30条の44の6第1項」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項から第 4項までの規定中「都道府県知事保存本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第4条第1項中「機構保存本人確認情報」の次に「又は法第30条の44の4第1項の規定による機構保存附票本人確認情報」を加え、同条第2項中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「又は法第30条の44の6第1項の規定に基づく都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第5条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「提供及び」を「提供並びに」に改め、「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第7条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の32第1項」の次に「(法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「係る本人確認情報」を「係る本人確認情報等」に、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、同条第3項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第8条第1項中「本人確認情報開示日時通知書」を「本人確認情報等開示日時通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改め、同条第2項中「本人確認情報が」を「本人確認情報等が」に、「本人確認情報不存在確認書」を「本人確認情報等不存在確認書」に改め、同条第3項中「第30条の33第2項」の次に「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報等開示期限延長通知書」に改める。

第9条第1項中「本人確認情報の開示は、本人確認情報確認書」を「本人確認情報等の開示は、本人確認情報等確認書」に改め、同項ただし書中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

第10条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の35」の次に「(法第30条の44の12において準用する場合を含む。第3項において同じ。)」を加え、「係る本人確認情報」を「係る本人確認情報等」に、「本人確認情報の訂正」を「本人確認情報等の訂正」に、「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報等訂正等申出書」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第3項中「本人確認情報調査結果通知書」を「本人確認情報等調査結果通知書」に改める。

第12条の見出し及び第13条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

様式第2号中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、「第30条の32第1項」の次に「(同法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報の開示」を「本人確認情報等の開示」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改め、同様式注1(2)及び(3)中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

様式第3号中「本人確認情報開示日時通知書」を「本人確認情報等開示日時通知書」に、「本人確認情報に」を「本

人確認情報等に」に改め、「第30条の32第2項」の次に「(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

様式第4号中「本人確認情報不存在通知書」を「本人確認情報等不存在通知書」に、「本人確認情報に」を「本人確認情報等に」に改め、「第30条の32第2項」の次に「(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加え、「係る本人確認情報」を「係る本人確認情報等」に改める。

様式第5号中「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報等開示期限延長通知書」に、「本人確認情報に」を「本人確認情報等に」に改め、「第30条の33第2項」及び「第30条の33第1項」の次に「(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第6号を次のように改める。

# 様式第6号(第9条関係)

# 本人確認情報等確認書

あなたの本人確認情報等は、以下のように記録されています。

# 1 本人確認情報

最新

住民票コード		個人番号	生年月日	年	月	日	性	別	
氏名							•		
住所									
区分・事由									
上記事由に対応す	る年月日								
住民票コード		個人番号	生年月日	年	月	目	性	別	
氏名									
住所									
区分・事由									
上記事由に対応す	る年月日								
住民票コード		個人番号	生年月日	年	月	日	性	別	
氏名									
住所									
区分・事由									
上記事由に対応す	る年月日								

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

2	附票本。	人確認	信報
_	四 元 4 7	/【形田 即	NIH ±IX

=	立门
Ħ∆.	**************************************

住民票コード		生年月日	年	月	日	性別	I
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応す	-る年月日						
住民票コード		生年月日	年	月	日	性別	[
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応す	つる年月日						
	_	1	T				
住民票コード		生年月日	年	月	日	性別	
氏名							
住所							
区分・事由		_					
上記事由に対応す	- ろ年月日						

年 月 日

島根県知事

様式第7号中「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報等訂正等申出書」に改め、「第30条の35」及び「第30 条の32第2項」の次に「(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加え、「本人確認情報の訂正」を 「本人確認情報等の訂正」に、

Γ

ВВ	— ب	777	).))	L	<i>F</i>	П	-	F D D
開	示を	<b></b>	け 7	Ć.	牛	月	目	年 月 日
住	民	票	コ	!	_	•	ド	
個		人		番			号	
氏							名	
生		年		月			日	年 月 日
性							別	男性 · 女性
住							所	
区	分		•		事		由	
上言	記事由	にす	寸応 つ	す	る年	F 月	日	
住	民	票	7	t	J	-	ド	
個		人		番			号	
氏							名	
生		年		月			日	
性							別	
住							所	
区	分		•		事		由	
上言	記事由	にす	讨応	す	る 年	10 月	目	

を

Γ

								本人	情報	附票本	人確	認情報	
開	示 を	受	け	た	年	月	日	年	月	目	年	月	目
住	民	票		コ	_		ド						
個		人		番			号					_	
氏							名						
生		年		月			日	年	月	日	年	月	目
性							別	男性	•	女性	男性	•	女性
住							所						
区	分		•		事		由						
上	記事由	にに	対応	す	る年	: 月	目						
住	民	票		コ	_		ド						
個		人		番			号					_	
氏							名						
生		年		月			日						
性		_	_		_		別		_				
住							所						
区	分		•		事		由						

に改め、同様式注2

上記事由に対応する年月日

ı

(2)及び(3)中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同様式注5中「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

様式第8号中「本人確認情報調査結果通知書」を「本人確認情報等調査結果通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、「第30条の35」の次に「(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条 島根県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

第7条第1項、第8条第3項、第10条第1項、様式第2号から様式第5号まで、様式第7号及び様式第8号中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

### 附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号の政令で定める日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

告示

### 島根県告示第240号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により、島根県保健医療計画(平成30年島根県告示第173号)の全部を変更し、令和6年4月1日から施行する。

なお、変更後の計画は、島根県ホームページに掲載する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県訓令第5号

本 庁

地方機関

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年島根県訓令第18号)の一部を次のように改正する。 令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条第2号及び第9条中「き損」を「毀損」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(機構保存本人確認情報の提供等)

第16条 第4条、第9条及び第11条の規定は、法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を受ける場合について準用する。

# 附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。